

# 入札説明書

## 1 入札参加の申込み

### (1) 申込書の提出

入札に参加するためには、「一般競争入札参加申込書」の提出が必要です。

#### ア 提出期限

令和6年8月1日（木） 午後3時00分（必着）

#### イ 提出方法

持参又は郵送

#### ウ 提出場所

青森県県土整備部道路課 路政グループ  
青森市長島一丁目1番1号 県庁北棟3階  
電話 017-734-9648

### (2) 現場説明

入札参加申込者には、売買物品の下見説明を行います。

下見説明では、見積項目の留意事項や売買物品の現場確認等の説明を行いますので、必ず参加してください。

#### ア 期 間

下見が可能な期間は、令和6年8月8日（木）から8月23日（金）まで（閉庁日を除きます。）となっております。道路課の職員が立ち会いますので、ウの問い合わせ先に日程について事前に打ち合わせをお願いします。

#### イ 場 所

青森県資材置き場  
（北津軽郡板柳町野中鶴住地内）

#### ウ 問合せ先

青森県県土整備部道路課 橋梁・アセット推進グループ  
青森市長島一丁目1番1号 県庁北棟3階  
電話 017-734-9658

### (3) 入札保証金の納付

ア 入札開始前に、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納めていただく必要があります。入札保証金の額が見積もった契約金額の100分の5に不足する場合は、入札が無効となりますのでご注意ください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除します。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次のものを提供することによってこれに代えることができます。
  - (ア) 政府の保証のある債券
  - (イ) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
  - (ウ) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- ウ 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結後に返還又は契約保証金への充当手続きを行います。落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還の手続きを行います。

#### (4) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず行うことができますが、次のいずれかに該当する方は申込みできません。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第1項各号に掲げる者
- エ 次のいずれかに該当する者で、その事実のあった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (イ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (ロ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額でおこなった者
  - (ニ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

## 2 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和6年8月27日（火） 午後2時00分
- (2) 場 所 青森県庁舎北棟3階県土整備部B会議室

### (3) 開札及び落札の決定

#### ア 開札

開札は、入札終了後直ちに行います。

#### イ 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札額が県の定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

## 3 契約の締結

### (1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して必要な書類を交付します。

### (2) 契約の締結

#### ア 契約の締結期限

落札者は、落札決定の日から7日以内に、別添物品売買契約書により、県と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は県に帰属します。

#### イ 費用の負担

契約に関して必要な経費は、落札者の負担になります。

### (3) 契約保証金の納付

ア 契約を締結する際には、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めていただきます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(ア) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次のものを提供することによってこれに代えることができます。

(ア) 政府の保証がある証券

(イ) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(ウ) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

なお、納付済みの入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

## 4 売買代金の支払い

売買代金は、契約を締結した日から15日以内に納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付

することになります。なお、納付期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合には、契約保証金は県に帰属します。

## 5 所有権の移転及び売買物品の引渡し

売買物品の所有権は、売買代金全額の支払いが完了したときに移転するものとし、引渡書を取り交わし、落札者に引渡します。引渡しを受けた落札者は、受領書を県に提出するものとし、

## 6 売買物品の移転

売買物品の他の場所への移転は、4の支払いが完了し、売買物品の引渡しを受けた日から令和6年9月30日(月)までに行うこととなります。移転の日時等については、県にあらかじめ報告してください。なお、やむをえない理由により期限までに移転が実施できない(見込みも含む。)場合は、遅滞なく文書により県に報告し、承認を得てください。

県に遅延する旨の連絡がなく、期限までに移転できない場合は、売買契約が解除となることがあります。その際、契約保証金は県に帰属します。

## 7 入札条件

- (1) 青森県財務規則の定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札は原則として3回を限度とし、3回目の入札において落札者が決定しない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約するものとします。

## 8 その他(特に注意する点)

- (1) 売買契約締結後に、売買物品に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。
- (2) 売買物品の引渡し後の管理及び移転については、落札者の責任で行うものとします。
- (3) 積算にあたっての注意事項
  - ア 積算項目等について
    - (ア) 積算項目は、別紙「数量内訳書」に示す物品の買取りと積込運搬等に必要な経費を見込んでください。
    - (イ) その他現地での解体搬出にかかる費用を含みます。
  - イ 売買物品の現物確認等について  
別紙「数量内訳書」に記載の数量は概数であり、実際の数量については現物を確認し判断してください。
  - ウ 入札書記載金額等
    - (ア) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので入札書には消費税等相当分を含めた金額を記載してください。なお、入札書には、

「入札額は、消費税及び地方消費税を含む。」と記載してください。

(イ) 入札書記載金額には、積込運搬費等を考慮した金額としてください。

(物品代金) - (積込運搬費等) = (入札書記載金額) = (契約金額) となります。

エ 搬出移転について

売買物品の移転は、買主が売買代金を完納し売買物品の引き渡しを受けた日から令和6年9月30日(月)までに行ってください。

(4) 入札関係書類に記載された個人情報は、入札事務及び入札参加資格の確認(警察本部への情報提供を含む)に使用されます。また、青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)に基づく開示が実施されることがあります。

## 数量内訳書

引 渡 場 所	品 名	規 格	重量(t)
青森県資材置き場 (北津軽郡板柳町野中鶴住地内)			
鋼材類 (旧橋右岸)	旧橋主桁等	H1 H900	35.2
	補強リング	H2 Φ1800	0.25
小計			35.45
鋼材類 (旧橋左岸)	支持杭、主桁等	H1	194.272
	支持杭残材	H400	28.382
	ガードレール支柱等	H1	0.9
	ガードレールビーム等	H2	0.152
	補強リング	H2 Φ2.000	0.270
小計			223.976
合計			259.426